

## 平成20年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示 .....	1
○応招・不応招議員 .....	2
第 1 日 6月13日(金曜日)	
○議事日程 .....	3
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
○職務のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 (午前 9時00分) .....	5
○開会の宣告 .....	5
○諸般の報告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	5
○会期の決定 .....	5
○報告第1号の上程、説明、報告 .....	6
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	10
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	12
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	14
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	16
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	17
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	27
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	28
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	30
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	31
○同意第12号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	32
○同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	33
○次会日程の報告 .....	34
○散会の宣告 .....	35
散 会 (午前11時20分) .....	35

第 8 日 6 月 2 0 日 (金曜日)

○議事日程 .....	3 7
○出席議員 .....	3 7
○欠席議員 .....	3 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	3 7
○職務のため出席した者の職氏名 .....	3 8
開 議 (午前 9 時 0 0 分) .....	3 9
○開議の宣告 .....	3 9
○諸般の報告 .....	3 9
○一般質問 .....	3 9
小 林 正 明 君 .....	3 9
高 橋 純 一 君 .....	4 1
川 田 延 明 君 .....	4 5
青 木 國 生 君 .....	5 0
細 田 芳 雄 君 .....	5 3
○日程の追加 .....	5 7
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5 7
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5 8
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 0
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 0
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 2
○千代田町議会改革推進特別委員会正副委員長の互選 .....	6 3
○発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 3
○千代田町合併問題調査特別委員会正副委員長の互選 .....	6 5
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 5
○閉会中の継続調査の申し出 .....	6 6
○町長あいさつ .....	6 6
○閉会の宣告 .....	6 7
閉 会 (午前 1 1 時 5 9 分) .....	6 8

平成20年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月10日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成20年6月13日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	富	岡	芳	男	君
9 番	細	田	芳	雄	君	1 0 番	黒	澤	兵	司	君
1 1 番	青	木	國	生	君	1 2 番	坂	本	金	光	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成20年第2回千代田町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成20年6月13日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成19年度西邑楽土地開発公社決算について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第27号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第28号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 日程第10 議案第29号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第30号 千代田町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第31号 平成20年度千代田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第32号 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第33号 平成20年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 同意第12号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第13号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君

7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	坂本金光君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	松沢義文君
総務課長	吉永勉君
企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民福祉課長	荒井和男君
経済課長	野村耕一郎君
建設水道課長	田島重廣君
会計管理者兼 会計課長	塩田稔君
教育委員会 事務局会長	高橋充幸君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	椎名信也
書記	関口富佐子
書記	宗川正樹

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（坂本金光君） ただいまの出席議員は12名でありますので、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（坂本金光君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、専決処分事項4件、協議1件、規約の変更1件、条例の改正2件、補正予算3件、人事案件2件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり「後期高齢者医療制度の撤廃を求める陳情」外1件が提出されておりますので、ご報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおり平成19年度2月分及び3月分の検査結果が監査委員よりなされておりますので、ご報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（坂本金光君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

5番 福 田 正 司 君

6番 小 林 正 明 君

以上、2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（坂本金光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から20日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から20日までの8日間と決定いたしました。

---

## ○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（坂本金光君） 日程第3、報告第1号 平成19年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に平成19年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。  
町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 報告第1号 平成19年度西邑楽土地開発公社決算について、報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書につきましては、去る5月26日の理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

詳細につきましては建設水道課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、田島重廣君。

○建設水道課長（田島重廣君） それでは、西邑楽土地開発公社決算報告書の詳細について、ご説明申し上げます。

お手元の資料の中ほどにピンクの色紙が入っております。そのピンクの色紙以降が決算資料でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず最初に、6ページをお願いいたします。1の事業の概況でございますが、公有用地取得事業といたしまして、大泉事業所において公共用地を大泉町に売却いたしました。

次に、土地造成事業といたしましては、千代田町事業所において東部住宅団地の分譲地4区画を売却いたしました。面積、金額等については記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

また、あっせん等事業におきましては、千代田町事業所において上中森住宅団地造成事業に伴う用地管理及び事務処理等を県企業局の委託により実施いたしました。

続きまして、決算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。収支決算の状況であります。まず収益的収入及び支出では、収入総決算額が1億9,386万4,943円で、各事業区分ごとの内訳は記載のとおりでありまして、うち千代田町事業所分が4,030万2,765円であります。

次に、支出の総決算額であります。1億9,020万7,246円で、各事業区分ごとの内訳は記載のとおりでありまして、そのうち千代田町事業所分が3,704万7,468円あります。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。裏側になります。資本的収入及び支出であります。収入の総決算額が5,147万2,392円で、全額が借入金であります。このうち千代田町事業所分が

3,499万815円であります。

支出の総決算額は2億3,113万1,738円、内訳は記載のとおりでありまして、そのうち千代田町事業所分が6,401万9,015円であります。なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、下段記載のとおり過年度分、当年度分損益勘定留保資金にて補てんをいたしました。

次に、3ページをご覧いただきたいと思えます。損益計算書ですが、公社の1年間の経営状況をあらわすもので、事業収益から事業原価を差し引きますと、871万5,730円の当期総利益が発生しましたが、販売費及び一般管理費を引きますと219万2,444円の事業利益となりました。また、事業外収益では361万4,795円の受取利息及び雑収益があり、事業外費用で214万9,542円の支払利息がありましたので、実質的には365万7,697円の利益を出しました。

続きまして、4ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。公社の資産状況をあらわすものです。まず、資産の部ですが、流動資産が合計で25億8,916万6,406円で、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部ですが、固定負債が24億4,093万3,291円あります。次に、資本の部ですが、基本金設立時の3町からの拠出金で、基本財産として900万円あります。

次に、準備金ですが、記載のとおり前期繰越準備金と当期純利益を合わせて1億3,923万3,115円あります。従いまして、資本合計は1億4,823万3,115円となり、負債資本合計が25億8,916万6,406円で、資産合計と合致しております。

5ページ以降につきましては、財産目録などを添付してあります。また、平成20年度予算書なども添付してありますので、後ほどご覧いただきたくようお願い申し上げます。詳細説明といたします。

終わります。

○議長（坂本金光君） 以上で報告を終わります。

---

#### ○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成20年4月30日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、千代田町税条例に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正要旨につきましては、個人町民税では公益法人制度改革に伴う所要の措置及び住宅借入金等特別税額控除についての期限後の申告の特例措置等、固定資産税では各減額措置の延長と条項整理及び省エネ改修工事を行った既存住宅にかかわる減額措置の創設等による既定の整備等所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださりますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、詳細説明をさせていただきます。

このことにつきましては、議員さんご承知のとおり暫定税率を復活させる税制改正案が4月30日、56年ぶりにみなし否決を経て再議決で成立し、同日平成20年4月30日に公布されたことに伴いまして、公布日から施行される部分について直ちに専決処分等により条例改正をさせていただきました。

お手元に資料といたしまして新旧対照表条文参考資料1が配付されているかと思いますが、議案書とあわせてご覧いただきまして、ご理解をお願いしたいと思います。なお、今回の専決処分の改正内容につきましては、各減税措置の延長とそれに伴う条文の規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照条文参考資料1によって説明させていただきます。まず、対照条文の1ページをお願いします。最初に、第23条では法人町民税の均等割でございます。収益法人制度改革に伴う所要の措置、人格のない社団等で収益事業を行わないものについて法人町民税均等割を非課税にする改正でございまして、社団等と定義を定めるものでございます。

次に、2ページをお願いします。法人町民税の均等割の税率でございまして、第31条では公益社団法人及び公益財団法人に係る法人町民税均等割を課税する場合には、最低税率を適用する旨の規定でございます。

次に、大きく5ページをお願いします。5ページの後半の3項では、人格のない社団等で収益事業を行わないものについて法人町民税均等割を非課税とすることに伴いましての条文及び規定の整備を図るものでございます。

次に、7ページをお願いします。7ページの後半から8ページでは、法人町民税に係る不足税率の納付の手續等でございまして、独立行政法人緑資源機構は廃止され、事業が独立行政法人森林総合研究所に引き継がれることに伴いましての規定の整備をするものでございます。そのほかにつきましては、字句等の整備を図るものでございます。

次に、大きく12ページをお願いします。12ページからは、個人の町民税の住宅借入金等特別税額の

控除でございまして、住宅借入金等特別控除については、納税通知書の発送された後に申告書が提出された場合におきましても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは当該の税率の控除を適用できるようにする旨の規定の整備でございます。

次に、13ページから15ページでは新築住宅等に対する固定資産税の減額でありまして、新築住宅に対する減額措置の延長、また各減税措置の延長と各項の条文を整理するものでございます。

以下、法附則第15条関係の改正でありまして、バリアフリーの改修工事を行った住宅等に対する軽減措置について文言整理及び条項整理をしたものでございます。

なお、16ページ以下につきましても、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除及び譲渡所得等の課税の特例でございます。

次に、第2条では個人の町民税に関する経過措置でございまして、第2項では特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除の適用する場合は、上場株式等の譲渡所得等に係る税率についての軽減税率が可能となるよう経過措置を講ずるものでございます。

次の第3条では、法人の町民税に関する経過措置でございまして、新条例の規定中法人町民税に関する部分は、平成20年4月30日以降に開始する事業年度分について適用するものであります。

なお、この改正は公布の日から適用するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。ご審議、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員でありますので、よって承認第2号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成20年4月30日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、千代田町都市計画税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正の要旨につきましては、法第349条の3及び法附則第15条の改正に伴う規定の整備、項ずれ等によるものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員でありますので、よって承認第3号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成20年4月30日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正の要旨につきましては、後期高齢者支援金等の創設に伴い、世帯別平等割額について特定世帯以外の世帯と特定世帯の区分に応じてそれぞれ減額する額及び保険料の減免についての規定の整備等所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして詳細説明をさせていただきます。

同じように、お手元に資料といたしまして参考資料3が配付されているかと思いますが、議案書とあわせてご覧いただきまして、ご理解をちょうだいしたいと思います。

それでは、大変恐縮ですが、参考資料3に基づきまして、主な改正点のみの内容につきまして説明を申し上げます。後期高齢者医療制度創設に伴う減額の措置でありまして、制度導入に伴い制度創設時の後期高齢者や制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになります。この場合、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者における税負担が従来よりも大きくなる場合があるため、一定の次の減額措置を講ずるものでございます。

1つは、低所得者に対する従前と同様の減額措置、2つ目といたしまして世帯割で賦課される保険税の軽減措置、具体的に申し上げますと、参考資料に記載されております特定世帯でございますが、簡単に申し上げますと世帯の中で国民健康保険に加入していたが、後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する単身の世帯のことでございます。

また、先ほど説明させていただきましたが、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税への配慮した軽減措置として、大きく区分しますと2項目ございます。1つは、国保から後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯の国保加入者が減少しても従前と同様の軽減判定をするもの、2つ目といたしましては国保から後期高齢者医療制度への移行により単身世帯となった者について一定期間5年間世帯割で賦課される平等割額が2分の1に軽減されるものでございます。

次に、軽減措置でございますが、現在世帯別平等割額にそれぞれ6割、4割を乗じる制度で軽減するものでございまして、一例を挙げさせていただきますと、所得制限等もございまして、国民健康保険税の医療分一般世帯1世帯当たりの額が1万9,000円でございますので、6割軽減いたしますと1万1,400円の減額、つまり平等割額は7,600円となるものでございます。また、特定世帯ですと1万

9,000円の2分の1、9,500円から6割軽減いたしますと5,700円減額となり、平等割額は3,800円となります。また、4割軽減世帯につきましても同じように軽減されるものでございます。

また最後に、国民健康保険税後期高齢者支援分の軽減に係る改正でございまして、被扶養者の減免を条例化して追加するものであります。通常担税力のない減免規定と旧扶養者の減免を納税者有利のように明確に区別するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単でございますけれども、よろしくご審議、ご決定をお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第7、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の改正により、平成20年5月1日から地方公共団体の手数料の標準を定める政令の一部を改正する政令が施行されました。これに伴いまして、千代田町手数料徴収条例の一部を改正す

る必要が生じましたが、議会を招集する暇がなく、やむを得ずに専決処分により条例の一部を改正した次第でございます。

詳細につきましては住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして詳細説明をさせていただきます。

改正の概要でございますが、昨年の通常国会におきまして、戸籍法の一部を改正する法律において戸籍法が改正されました。従来だれでも戸籍謄本等の交付請求ができるとされていた戸籍の公開制度に関しまして、戸籍等に関する証明書の交付請求をすることができる場合が制限されることとなりました。これに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、標準令と申しますが、政令において引用している戸籍法の規定が変更されるため、標準令について所要の規定の整理を行うものでございます。

お手元に資料といたしまして千代田町手数料徴収条例新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらをご覧になっていただきたいと思っておりますけれども、戸籍等に関する証明書の交付請求等に関しましては、今般の改正によりまして根拠条文が変更されることとなりました。これに伴いまして、標準令におきましても根拠条文の対応関係に合わせて、新旧対照表のアンダーラインで示してある箇所につきましては形式的整備を行うものでございます。

改正案の条文を申し上げますが、種類及び金額等が第2条第1項に規定されておりますが、各号に第10条の2第1項から5項までもしくは第126条とありますが、これは自己の権利や義務を履行するため戸籍の記載事項の確認を必要とする場合、また国や地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合などの第三者請求、それと公用請求、弁護士等による請求と、それと126条では学術研究等のための情報等の提供をうたっておるものでございます。

第3号では、第10条第1項とありますが、これは戸籍に記載されているものということでございます。

第4号に第120条第1項という規定がございますが、これは先ほど申しました第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項までを引用する第12条の2を指しております。

また、学術研究を目的とする戸籍及び除かれた戸籍に記載した事項に関する情報の利用は、改正後の第10条の2のどの要件にも該当いたしませんので、第126条を特出しで規定されたことから、標準令におきましても各欄に同条が追加されたものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成20年5月1日より施行するものでございます。

なお、交付手数料につきましては変更はございません。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいた

します。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員でありますので、よって承認第5号は原案どおり承認されました。

---

#### ○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第8、議案第27号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第27号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、医療制度改革によりまして、平成19年2月に県下38市町村が1つの保険者となる群馬県後期高齢者医療広域連合が発足しましたが、最近になり構成市町村間で合併の機運が高まっているところが見受けられますので、これが実現した場合には財産処分を行う必要があることから、広域連合規約に財産処分に関する条文を加える旨の協議が出されたもので、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

詳細につきましては住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 議案第27号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協

議につきまして詳細説明をさせていただきます。

資料といたしまして、お手元に群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約案新旧対照表をお配りさせていただきましたので、こちらもお覧いただきたいと思います。

後期高齢者医療制度がこの4月1日から施行されたわけですが、ご承知のように保険者は町ではなく、広域連合が保険者となって運営をしております。この広域連合を構成する市町村間で、現在幾つかの自治体におきまして合併の協議がなされており、このことから合併により広域連合を脱退する市町村が生じますが、この市町村にも広域連合が所有する財産、その財産ですが、公用車が3台、それから準備委員会から引き継ぎました財務会計システムの持ち分があるわけですので、その処分については実質的には合併後に存続する市町村、あるいは合併により設置された市町村が承継する形になるわけですが、現在の規約でございますとその都度各市町村の議会におきましてご協議をいただき、同意を得なければなりません、お手元の資料でございますように既存の規約の第17条の次に第18条といたしまして関係市町村間の合併に伴う広域連合財産の処分についてという1条を加えることによりまして、構成市町村の議会の議決をいただいた後、広域連合が群馬県知事あてに規約変更の許可申請を行い、その許可後、今後広域連合構成市町村間で合併がなされても、地方自治法第7条第5項に定めがあるその都度各市町村の議会においてご協議いただく必要がなくなり、広域連合所有財産の処分ができるというものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は群馬県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員でありますので、よって議案第27号は原案どおり可決されました。

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第9、議案第28号 西邑楽土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第28号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、郵政民営化法に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、郵便貯金法が廃止されたことに伴い、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正が行われたため、所要条文の一部を改正いたしたく提案するものであります。

なお、本改正案につきましては、3月21日に開催された理事会において全会一致で原案どおり可決されております。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員でありますので、よって議案第28号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時まで休憩いたします。

休 憩 （午前 9時47分）

---

再 開 （午前10時00分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第10、議案第29号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第29号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、住民福祉課所管の環境衛生、保健衛生に関する事務及び建設水道課所管の下水道事業に関する事務を所管とする環境保健課を設置いたしたく提案するものであります。

詳細につきましては総務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 議案第29号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

住民福祉課の所管の事務につきましては、ちょっと古い話でございますが、昭和58年に老人保健制度が開始されるなど事務量が增大する中で、59年度に保健センターが完成したことを受けまして、保健衛生、環境衛生関係事務を当時民政課という課で所管しておりましたが、これを分離し、保健センター内に環境保健課を昭和60年4月に設置いたしました。また、平成11年4月には福祉施策の充実、介護保険の開始準備等の関係から、やはり民政課所管の事務が増加したために、民政課を住民課と福祉課に分割いたしました。その後年を追うごとに障害者福祉や児童福祉の充実等によりまして事務量が増加してまいりましたが、行政改革の名のもとに平成17年4月に環境保健課を廃止しまして、保健衛生、環境衛生関係の事務を住民課に移しました。また、平成19年4月には住民課と福祉課を統合し、従来6係体制で行っていた事務を2係に減らして4係体制といたしました。この住民福祉課につきましては、私が19年4月からこの3月まで担当させていただきましたが、私の能力不足だったかもしれないかもしれませんが、細部まで目が届かず、住民福祉サービスに少なからず影響が出たことは否めない事実でございます。

また、建設水道課につきましてはやはりこれも古く、水道関係が昭和44年に町内全域に水道が普及したことを受けまして水道課を新設し、57年まで事務を所管しておりましたが、57年の5月に水道課を廃止しまして建設課所管となり、その後平成3年には再度水道課を設置して、平成7年には下水道

事業が開始されることから、水道課所管事務に下水道を加え、19年3月まで事務を遂行してまいりました。都市計画、開発関係事務につきましては企画開発課という課がございまして、土木関係、管理関係事務については建設課で行っていましたが、これも平成14年4月に統合しまして都市整備課を配置し、所管事務となりました。そして、19年4月に水道課と都市整備課を統合し、建設水道課となったものでございます。建設水道課につきましては、道路改良工事等は減少しておるものの、補修工事等はこれからますます増える傾向にあります。あわせて、町の最重要課題となっております造成済みの住宅団地の早期完売、あるいは未造成地の有効活用等早期に対応しなければならない問題が山積しております。

こんな中、行政改革を進める折でもありますので、財政への影響を最小限に抑え、最良の効果が出せるよう町長のほうに苦渋の決断をしていただきまして、現体制から1課増やすことといたしました。具体的には、保健センター内に環境保健課を設置しまして、住民福祉課の所管事務となっている環境衛生及び保健衛生に関する事務を移管し、あわせて建設水道課の所管事務となっている下水道事業に関する事務を移管するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 課の設置条例でありますけれども、先ほど課長さんがおっしゃったように住民サービスの向上が目的に、もとにあると思います。その中で、行政の中で検討した結果が課が1つ増えまして、今回の課の設置条例に至ったのか質問したいと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 議員さんのご質問にお答え申し上げます。

これまで役場内の事務につきましては、県のほうから事務移管とか年々事務が増える中で、課が徐々に増えてきたというのは現実のとおりでございますが、一気に課をまた減少させるというのは、経済面から見ますと大変効果といたしますか、財政負担が減るわけでございますが、やはりある程度の事務が年々増えている中で、3課あったものを1課というのはちょっと厳しいかなと。今回十分検討しまして、財政的には課長1人増えますと給料で、これはだれが今度課長になるかはちょっとわからないのですが、今の係長が課長に上がった場合を計算しますと年間で25万5,000円ぐらい、管理職手当で20万7,000円ぐらい、期末、勤勉手当で28万5,000円程度、それから共済費で8万3,000円程度、合わせまして83万強、83万2,000円前後の経費が増えるわけでございますが、行政の事務、間違いがあっては困るものでございまして、できるだけ各課のバランスをとって、課長の目が隅々まで届くよう

な体制にしたいということで今回1課増やさせていただくものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

11番、青木國生君。

[11番（青木國生君）登壇]

○11番（青木國生君） 議案第29号につきまして、確認のために何点かお伺いしたいと思います。

ただいまの説明にもございましたけれども、町の第5次行政改革大綱では平成20年度から23年度の行政改革の重点項目といたしまして事務事業の改革、組織・機構の改革、人材育成と管理の改革などの5項目を挙げておりますが、また町長も議員時代に発行されました町の再生に向けてという私報の中では機構改革の必要性を述べております。機構の改革がすべて経費の削減、職員の削減ということにはならないとは思いますが、ただいまの説明ですと今の体制、現行の住民福祉課の課1つの中で4係でしょうか、見るというのは大変目が届かない部分もあるというような説明でございました。確かにそういった部分もございまして、また新しい課が所管する事務につきましても、現行の環境保健係が行っている事務とそう変わりがない。ただ、下水道事業が新たに所管として移管になるということでございました。そこで、行政改革大綱等につきましては、この2月に我々議員のところ示されたわけでございますけれども、その後見直しがあったのかどうかまずお伺いしたいと思います。

また、現行の環境保健係を格上げする形で課を新設しなければならない特別な理由といたしましては、住民サービスをより図りたいということだろうというふうに思いますけれども、ほかに現在町が抱えております介護保険とか、そういったほかの住民課との連携というものも必要だと思いますが、その辺につきましてはどのように考えているか。また、下水道につきましては、どちらかという下水道係につきましては、今まで都市整備という面から現在の建設水道課の中で事務が行われたという関係もあって、そちらのほうとの関連性が非常に強いと思います。それで、下水道係につきましては移管と同時にすべて現在下水道係が行っている事務も変更なく移管されるのかどうか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 青木議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

行財政改革の見直しがあったのかどうかということでございますが、こちらにつきましては見直しをしてございません。

また、下水道係につきましては国土交通省、補助関係につきましては国交省所管でございますが、建設水道課、現在住宅団地を抱えておまして、これからご承知のように道路の東側一帯、県の部分と町の部分、こちらの今後の造成後の販売等を抱えておりますので、多少やはり事務量を減らすといえますか、職員の体制が一時127名ぐらいおったのですが、現在108名ほどでございまして、臨時さん

が入っておるので、総体的な人数につきましてはそんなには変わっておらないのですが、やはり今後住宅団地の早期完売、あるいはまだ道路の西側に相当の面積残っておりますので、こちらにつきましても地価は安いときに購入しましたので、それでも金利はかかっております。できるだけ早い時期に東部住宅団地のすべての土地等目鼻をつけたいということもございまして、多少建設水道課の事務量を減らすという意味からも環境保健課のほうへ下水道を移すということもございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 質問いたします。

前議会のときは、福祉環境常任委員長をやらせていただいて、就任当時は福祉課、環境保健課、住民課と3課あったわけです。その後財政改革の名のもとに1課になったわけです。そのとき感じたことは、各地を視察した中で視察先が健康のまちづくりとかかなり力を入れて取り組んでいた、メタボ対策や保健指導、そのようなことをかなり力を入れてやっていて、これは一つの政策課題ということで行政に要望もし、実現に向けて努力をいただいたわけでありましたが、そういった意味で今回環境保健課を独立させて取り組むということでもあります。そのような政策課題、費用対効果を考えた上でやったのかどうかお聞きしたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 柿沼議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

費用対効果を考えたのかということもございまして、先ほど増加する経費につきましてはおよそ80万、年間で80万、これを長く見ますと10年で800万とか、そんなふうな数字になるわけでもございまして、行政につきましてはあくまで住民本位の行政を推進するという意味からもサービスが低下してはならないというのがございまして、保健関係、これから国保にしる保健衛生にしる、特定健診等始まっております、多少事務量が減るかなというふうにも考えておったのですが、他の保険者からの、例えば役場の共済組合、こういうところからの依頼というのが、健診の依頼といいますか、委託というのが、実際は事業団のほうで直接契約でやっておるのですが、会場は一緒の会場でやりますので、総体的な人数はそんなには変わっていないという実情がございまして、まだこの特定健診も始まったばかりでございまして、これからが正念場かなというふうにも考えておりますが、少ない人数の中で課長の目の届かない範囲を少なくして間違いのないような事務を執行することが町民に対してサービスが低下しないということにもつながらうと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいなど、かように考えております。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

5番、福田正司君。

[5番(福田正司君)登壇]

○5番(福田正司君) 課の増設につきましては、その意図とするところは十分理解をするつもりですが、先ほどの総務課長の説明の中で1点だけ考え方を、やっぱり私も民間の社員としてお伺いしておきたいなということがありますので、質問をさせていただきたいと思います。

課の増設につきましては、2年ほど前に2つの課を1つにほぼ統合したという、それでやってみてどうしても課長の目が隅々まで行き届かない、住民サービスに支障を来す、こういった説明がございました。保健センターには、今課長補佐という方がたしかいると思います。その課長補佐の方に権限を移譲するという、そういった部下を育てる、社員を育成するという、そういった考え方というのはないのでしょうか。また、課長補佐というその職権に対する権限移譲、そこら辺の話をちょっとお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長(坂本金光君) 総務課長、吉永勉君。

○総務課長(吉永 勉君) 福田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

現在課長補佐というのが各課に1人ないし場合によっては2人いるところもありますか。課長補佐はついておるのですが、従来の係長の権限のみでございまして、今後課長専決というのが決まっておるのですが、早急に検討しまして、課長補佐の権限を付与するというようなのも検討していきたいと思っております。

それから、今年と来年2カ年かけまして各課の事務の洗い出しをして、マニュアルといいますか、マニュアルになりますか、これをつくろうかなと今考えておりますので、できるだけ早い時期に町長決裁は、今私副町長の部分も見ておまして、それでも町長のほうへ上がっていく決裁がかなり多いのです。ですから、もうちょっとその辺を見直しを図る必要もあろうかなと思っておりますので、もしばらくご猶予をいただければ、そこら辺も今後検討してまいりたいと考えていますので、私もあと1年ちょっときりありませんので、できるだけ在職中にその辺は整備をしたいなと、このように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長(坂本金光君) 5番、福田正司君。

○5番(福田正司君) 私の質問が本当に悪かったのかもしれないのですが、なかなか聞きたかったことが答えていただけなかったと。

課長補佐という今までなかったのが何年前かですか、この課長補佐という制度ができたときに、これは課長が目の届かないところを、当然課長補佐という課長の補佐ですから、課長補佐が見るとするのは、これは明確な部分かなと思ったところでありまして、ですから課長が目が行き届かない、課長補佐がいる、こういったところで何とかカバーができないのでしょうかというのが私の質問の意図でありますし、その課長補佐というところの職務分掌、職掌というのはどこまでの職掌を持っておられるのか、そういったところをお伺いしたかったのですが、もう一度よろしくお願いたします。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） お答えを申し上げます。

これは、職務権限とかそういうもので補佐というのがついているわけではございません。給料体系が年々変わっていく中で、職階級といいますか、現在1から6までなのですが、課長だと6まで行けるとか係長だと4どまりとかそういうのがございまして、その中での課長補佐というのを、係長の中で勤務成績良好な者が補佐というふうに格付をされるわけございまして、事務上の権限というのは特に明確にはされておりませんので、今後それを検討したいと、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 大体わかりました。

ということは、今の課長の説明からすると、課長補佐というのは要は権限は特に職掌は変わらず、給与処遇の部分だけで課長補佐というのをつくるという、そういう判断になりますが、最後にそこだけもう一回確認をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（坂本金光君） では、暫時休憩。

休 憩 （午前10時29分）

---

再 開 （午前10時30分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 誠に申しわけございません。手元に資料がなかったものですから、大変失礼を申し上げます。

職員の職の設置に関する規則というものがございまして、この中で職務内容が決まっております。課長補佐につきましては、上司の命を受け課長または局長を補佐し、所掌事務を掌握する、係長につきましてはその前段がございませんので、上司の命を受け係員を指導し、係事務をつかさどると、このようになっておりますが、本町の場合単独の課長補佐というのは置いてございませんので、ほとんどが係長兼務でございまして。当然課長補佐になっておりますから、そこまで気配り、目配りをしていただいておりますが、なかなか実働部隊でやっていると、それでも目の届かないといえますか、そういうのが発生するわけございまして、特に今回この4月ですか、大変大きな問題で私もテレビに出るようなはめになってしまったわけございまして、保険料の誤徴収、このようなものも出てしまいまして、今後このようなことがないようできるだけコンパクトで効率のいい事務執行をしたいということで今回ご提案をさせていただいたわけございまして、ご理解をいただきたい

と思います。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

9番、細田芳雄君。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 議案第29号について質疑を行います。

今まで総務課長さんの説明で、時代に合いながらいろいろニーズにこたえると課を増やしてきた経過があったわけでして、世の中の人には行政にいろんなことを求めているいろんなことをお願いするということになれば、課が増えるのかなと感じて聞いておりました。ただ、ここ何年か前に課を減らしたわけであって、その減らした結果がやっぱり増やさなくてはならないのではないのかということでも課を増やしたいというふう聞いております。その中に当たって、では減らしたときはどうして減らしたのだったろう。その時代がちょうど住民からのニーズが少なくなったから、減らしたのではなかったと思います。恐らく財政危機突破計画というものをこれは千代田町で作成いたしましたして、財政危機突破計画というのは、ではどうしてつくったのだらうということまで考えると、国の地方に対する交付税、国からの合併しなさいというような要請があって合併も試みたけれども、合併もできなかった、そのような状況で、では千代田町は単独でやっていこうではないかということで財政危機突破計画というものを作成した中で、では詰められるところは町の職員のほうもみんな協力し合って詰めてみるというような方向で課がその当時減らされたのだと思います。その中で、ここでまた課を増やすということは、その意味からするとまだちょっと期間が短かった、やっぱり課が足りないのだよなどと、住民ニーズにこたえることが低下しているという判断から課が増やされるようにここへ提案されているのだと思いますが、では課が増えれば住民サービスは確保されるというような判断からなると思いますが、職員皆様の、ではさっき課長が増えるに当たって、福田さんが質疑しておりました課長補佐が権限を持ってやることまでは、きっと答弁からすると考えていなかったという点も私もちょっと腑に落ちない点がありますけれども、課長さんがどなたがなられるかわかりませんが、よそから今までにいない人材、今優秀な職員が108名ですか、正職員がおられるそうですけれども、その中の人材が課長になるのか、それではどうも住民サービスが低下するから、それではなくてほかから優秀な人材を得てくるやり方なのか、私は今のところ聞いていないから、わかりませんが、もし現職員の中から課長さん、係長さんが昇進ですか、して課長になる、ただそれだけで住民サービスの低下はなくなると判断しているのかということが1つと、課長職が1人増えるために、これは金額のことを言って非常に申しわけないと思うけれども、年間で八十何万円ぐらい支出は多くなるでしょうということのだけれども、課長が1人増えれば、では係長は増やさなくても済むのか。係長が増えた場合は、きっとまたその下の人材が係長に来るのだから、そこは給料体系には関係ないのか、波及していかないのか。83万円だけで支出は多くならずに済むのかということも全部計算した上でこの課の設置条例を提案したのかお聞きいたします。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 細田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

先ほどご説明を申し上げましたが、行財政改革の中では逆行するのは重々承知をした上で今回提案をさせていただいたものでございまして、なかなかこういう小さい町ですと輸入人事といいますか、外部から登用するというのは考えておらないところではございまして、当然係長の中から適任の方を課長に昇格させると。課長補佐兼係長というのがおりますので、その辺から上がるか係長の中から上がるか、今のところちょっとまだ考えてございませんので、係長から課長になった者については、先ほど経費を80万何がしと申し上げましたが、当然一般職から係長に上がりますと手当の部分が増えます。それと、3から4に上がりますので、多少の人件費も上がりますので、総体でいきますと、それに絡めて職員の配置がえとか、現在係長兼務でやっているところが幾つかございまして、その辺の張りつけをしますと相当の額になってしまいますが、当然1係1係長というのが基本でございまして、全体から見ますと相当上がってしまうのですが、これは19年の4月に2係でやっていたのを1係にするとか、そんなのが何カ所かできていますので、それも見ていきますと大変大変かなという。係が増えたというのは、やはり事務量が増えてきたについてある程度責任を持たせた者を置くべきだということで係も増えておりますので、財政的にはちょっと負担が増えるわけではございますが、先ほども申し上げましたとおり間違いが起こると、これは即住民サービスの低下といいますか、とり方によるのですが、そういうのが起きないように充足をしていきたいということで今回提案させていただきましたので、ぜひご理解をいただければと思います。

○議長（坂本金光君） 9番、細田芳雄君。

○9番（細田芳雄君） この課設置条例につきましてご理解をという課長の言葉ですけれども、理解をしたいと思いますという一生懸命質疑をしています。

課長ができるのが私も別に嫌で言っているわけではないのですけれども、先ほども申したように千代田町が単独でこの先まだ何年かはきっとやっていかななくてはならないと私も判断しています。そういう中で、財政危機突破計画というようなことを町でつくり上げて、支出を減らせるものは減らしていこう、減らせるものは、だからサービスの低下が住民に落ちては、これはただ減らしただけで何の意味もないと思います。そういった中で、では課長職が1つ増えることによって、もしかすると課長になったのだから、間違いがあってはならない、一生懸命やらなくてはならないというのであれば、課長職でなければそうでなくてもいいのかという考えも成り立ってしまうと、私は非常に困ると思う。係長であろうとその下の人であろうと、これはその任務については精いっぱい町のためにやってもらってというのは、恐らく町長さんもその考えだと思います。

町長さん、今ここにおられますけれども、大谷町長さんは非常に千代田町をよくするために熱意を持って、直接話は聞いたことはなかったですけれども、町民に訴えかけていた人だと私は今思っております。そういった町長のもとで住民サービスの低下をせずに、できれば課を増やさずやってもらい

たかったなという考えがしているところでありまして、こういうことについてもできれば早いうちに町長からこれだと住民サービスに低下が出てしまって困っているなど、こうさらっと議会のほうにもみんなに言ってもらいたかったという気も今持っております。そういったことで、私は課設置条例の一部改正を反対したいと思ってやっているわけではありませんので、住民サービスの低下が起きないように一生懸命やっていただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 質疑ではないのだけれども、今の細田議員なのだけれども、質問が何かがちよっとわからないのですけれども。質問ではなくて、何かごたごたそこで課を増やすかの条例、議会としてちよっとおかしいのではないの。

○議長（坂本金光君） 千代田町課設置条例についてを議題としてやっていますので。

○10番（黒澤兵司君） いや、質疑のわけなのでしょう。だから、意見ではなくて質疑してもらいたい。

○議長（坂本金光君） 9番、細田芳雄君。

○9番（細田芳雄君） 町長にこの課の設置条例に従っていけば住民サービスの低下はあり得ないと確信を持ってこれを提案したのかどうかお聞きします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 細田議員の質問に答えさせていただきます。

私は今度の、青木議員からもおっしゃられましたとおり、前は行政改革ということで大変機構改革のお話もいたしました。その中で、前19年度のとときですか、3つの課が3つ一緒になって1つにするから、2つできたわけですよ。そのときに、課長なんかと一緒にいろいろな説明しながら立ち上げたのかどうか、そういうことも私は心配してお話ししたのをご存じだと思いますが、そういう中で立ち上がってきて、少なくともすれば確かに財政は助かるわけです。そういう中で、相談しないで急にやったような雰囲気がある中で進んだわけです。それで、一生懸命課長としてやっていた方も、かわいそうなことに体調を悪くされて、そういうことがありましたが、そういう中であの課長も手帳にいっぱい書いてあったと、非常にまじめな立派な課長でした。

そういうことがありまして、それから後期高齢者支援制度のときも千代田町ではすぐ誤りに気がついて、課長の協力によって皆さんで土曜日なんかも返上して一々説明するのが、お年寄りですから、わかりづらいから、30分ぐらいかかるということで、そうすると結構280軒回っていなかったりしたり、いろいろ話もできないところがあるから、あのととき皆さんが協力してやったのです。でも、そういうことが起きるということは、確かに私が議員をやっているときは気がつかなかったのですけれども、非常にこの人数が、地方が今大変な時期で、国や県から仕事は任せられるけれども、お金が出てこないという中でいろいろな事業が増えているわけなのです。そういう中で、一番肝心なのは住民に

心配をかけないこと、住民サービスを徹底させること、これがとても大切なことだと私は思ったわけです。

そういう中で、機構改革でやるのだということで一生懸命言っていたわけですがけれども、何よりも住民サービスを優先させなければという苦渋の決断だったというふうに総務課長もおっしゃっていましたけれども、私はそういう気持ちでやっぱり賛同して立ち上げてきたわけでありまして。その点は、課長会というのが前は1カ月に1回とか開かれたというのを聞いているのですけれども、今ミーティングということで課長が朝8時から遅くなると9時ごろまで、早いときはもっと早く終わりますけれども、新聞に出たことの町に対する意見、行政に対する意見だのを一々取り上げて、すべて相談しながら行っております。私がこう思ったからこうしろとかではなくて、私のほうからこう思うのですけれども、どうですかとか、はっきり言っているような意見が出ます。そういう中で、どうやったら住民サービスができるかというスタンスで行っております。課長が係長ならとかできるとか課長ができるのではなくて、全員の役場の職員の人たちが一致団結して、これからもっともっと社会保障費というのが増えてきますと、大変な財政が出勤されるわけですから、そういう中でどうあったらいいかということを一丸となってやっていくという姿勢でありますから、ぜひその点をご信頼いただいて、決して確かに八十何万も出るのでは大変だなと思いますが、ご理解をしていただければと思います。こんな程度の説明でよろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論、6番、小林正明君。

〔6番（小林正明君）登壇〕

○6番（小林正明君） 議案第29号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例について賛成の立場で発言させていただきます。

皆様いろんな意見が出されて、非常に事の大事さ、重大さといいますか、それを私も痛切に痛感いたしました次第でございます。先ほど町長の答弁にもございましたけれども、皆さんそれぞれ同じ、表現の仕方はちょっと違ったようですが、住民本位のサービス向上のためということでとらえていきたいなと思う次第でございます。町民の健康、環境を守るといえるのは、もうこれは一番住民サービスの最たるものではないかと考えております。

昨今の下水道係、下水道事業を含め環境衛生、それから保健衛生、健康増進、生活習慣、疾病予防、保健指導など事務量の増大も非常に大きくなっていると聞いております。また、繰り返すようですが、住民の健康づくりの重要な業務を担う部署であります。ぜひとも環境保健課の設置は必要であると考

える次第でございます。議員諸兄のご理解、ご賛同をいただきたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

いずれにしましても、住民目線でのサービス向上、質的な向上が一番重要であると思っておりますので、ご賛成いただきたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（坂本金光君） 挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第11、議案第30号 千代田町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第30号 千代田町監査委員条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、平成19年度から施行されることになりましたので、条例の一部を改正するものであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律については、地方財政再建促進特別措置法を約半世紀ぶりに抜本改正したものでありまして、地方公共団体の財政状況について新たな判断基準が設けられております。その判断基準となる健全化判断比率及び資金不足比率については監査委員の監査を行うこととされていることから、監査委員条例にこれらの審査を追加する必要が生じるため、条文の改正を行うものであります。また、今までの決算審査に加えまして、新たにこれらの審査が追加されることから、意見をつけて町長に提出する日数につきましても30日から60日に拡大し、改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 千代田町監査委員条例について質問いたします。

この中で、決算及び証書書類等の審査ということで地方公営企業とありますけれども、これは西邑楽土地開発公社等を含むのかどうか確認いたします。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

これにつきましては、水道事業のことを示しているものでありまして、土地開発公社には関係ございません。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 千代田町監査委員条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員でありますので、よって議案第30号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第12、議案第31号 平成20年度千代田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第31号 平成20年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、提

案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ38億1,687万円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げます。まず、歳入では軽自動車税及び県支出金を追加いたします。

歳出につきましては、西保育園駐車場整備事業、千代田中学校心の教室相談員謝礼のほか、町民プラザや温水プールにおける臨時職員の人件費等に係る補正であります。

詳細につきましては企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第31号 平成20年度千代田町一般会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

歳入歳出予算補正の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。補正予算書の7ページと8ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございます。1款町税、3項軽自動車税に140万円を追加いたします。軽自動車につきましては、近年のガソリン価格を反映してか、登録台数が大きく伸びていることが増加の原因でございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金に18万7,000円追加いたします。これは、産休等代替職員制度の補助金であります。

同じく3項県委託金、4目教育費県委託金に10万円を追加いたします。これは、人権教育指導者養成講座事業の県委託金であります。

9ページと10ページをお開き願います。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の臨時職員賃金を128万9,000円減額いたします。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費に387万5,000円追加いたしますが、これは現在西保育園の駐車場にあっては砂利を敷いて利用しておりますが、車の出入りが多く、定期的に整備しないと雨などのときには水がはねたり危険であるということから、簡易舗装とするための工事費を追加するものであります。

11ページと12ページをお開き願います。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に38万9,000円を追加いたします。これは、東小学校のプールの排水設備を修理するものであります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費に95万8,000円を追加いたします。これは、心の相談員の謝礼であります。相談件数が増加したことによりまして相談員の勤務時間が拡大しているための増額でございます。

次に、下段になりますが、5項社会教育費、5目町民プラザ費を78万1,000円減額いたします。これは、当初臨時職員を採用する予定でありましたが、施設管理上委託事業としたほうが効率的であるという観点から見直した結果でございます。

13ページと14ページをお開き願います。中段になりますけれども、6項保健体育費、3日総合体育館温水プール費に144万9,000円追加いたします。これは、この3月で職員が1名定年退職となりましたので、臨時職員を採用したものでございます。

最後に、予備費を355万7,000円減額しまして収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 平成20年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第13、議案第32号 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第32号 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に200万円を追加し、歳入歳出それぞれ12億5,112万円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成18年度と19年度に実施した100%国庫補助であるヘルスアップ事

業の新たなバージョンとして早期介入事業が創設され、これが採択される予定ですので、町民の健康増進のために8月から事業を実施いたしたく、歳入の国庫補助金に200万円を追加し、歳出の保健事業費に同額の200万円を追加するものであります。

また、歳出の前期高齢者納付等ですが、当初前期高齢者納付金として社会保険診療報酬支払基金へ支払う額が把握できなかったことから、5万1,000円を計上いたしました。納付額が確定いたしましたので、17万円を追加するものであります。財源につきましては予備費を減額し、収支の均衡を図るものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第14、議案第33号 平成20年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第33号 平成20年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額を変えず、費目間の調整を行うものであります。

内容につきましては、高額療養費に不足が見込まれますことから、医療給付費を240万円減額し、

医療費支給費に240万円追加するものであります。

また、平成19年度分の医療費等が見込みより少なく済んだことから、社会保険診療報酬支払基金交付金の超過交付分を8月までに返還しなければなりませんので、償還金に356万1,000円を追加するものであります。財源につきましては予備費を同額減額し、収支の調整を図るものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 平成20年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

---

#### ○同意第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第15、同意第12号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第12号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

千代田町公平委員会の委員につきましては、去る4月臨時議会において全会一致で同意をいただきましたが、前任者の在任期間ということもあって、現在委員長を務めていただいております山崎克己氏の任期が平成20年7月13日に満了することから、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

山崎氏は、関東学園短期大学を卒業され、地元企業に勤務された後に株式会社玉製作所に勤務し、平成2年からは子会社の株式会社邑楽興産の総務部長として活躍されました。この豊かな経験と見識を生かし、また人柄も高潔であることから、公平委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第12号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第12号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

### ○同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第16、同意第13号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第13号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在教育委員長としてご活躍されております遠藤牧子氏が来月7月13日に任期満了を迎えるに当たり再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

教育委員会は、あらゆる角度から専門的知識を持つそれぞれの委員に公正な立場でご審議いただくということが必要になりますので、教職関係者以外の委員として遠藤氏をお願いするものであります。

遠藤氏は英会話も得意とされ、また調停委員としても活躍されております。豊富な知識経験と、温

厚にして人格識見を有されていることから、適任と考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

1 番、襟川仁志君。

〔1 番（襟川仁志君）登壇〕

○1 番（襟川仁志君） 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして賛成の立場から討論いたします。

遠藤牧子氏は、長年教育委員会の委員として、また現在は教育委員長として千代田町の教育行政の発展に寄与されてきました。人格が高潔で、教育、学術並びに文化に関し見識を持っていることは、皆さんご承知のとおりだと思います。町長からは、独立した執行機関であります教育委員会が今後も町民の信頼にこたえられる開かれた教育行政になるために推進していくためにも、また社会情勢がいろいろ変化しています。そういったことに対しましても柔軟に対応していくためには、経験豊かな遠藤牧子氏を教育委員に推するものであります。また、きょうが誕生日でありますので、皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第13号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第13号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

### ○次会日程の報告

○議長（坂本金光君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから19日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、19日まで休会といたします。

なお、17日火曜日は総務文教常任委員会、18日水曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時より開催しますので、よろしく願いいたします。

また、本日この後全員協議会を全員協議会室において11時25分から開催いたしますので、お集まりください。

最後に、議会広報編集委員会を全員協議会終了後第1委員会室において開催しますので、よろしく願いいたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（坂本金光君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午前11時20分）

## 平成20年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年6月20日（金）午前9時開議

（その1）

日程第 1 一般質問

（その2）

日程第 2 議案第34号 工事請負契約の締結について

日程第 3 議案第35号 備品の購入について

日程第 4 発議第 2号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 5 発議第 3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第 6 発議第 4号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について

日程第 7 発議第 5号 千代田町合併問題調査特別委員会の設置について

日程第 8 発議第 6号 千代田町における警察官増員と24時間交番の設置を求める意見書の提出について

日程第 9 閉会中の継続調査の申し出

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	坂本金光君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	谷	直	之	君
教	育	松	沢	義	文	君
総	務	吉	永		勉	君
企	画	川	島		賢	君
税	務	加	藤	忠	夫	君
住	民	荒	井	和	男	君
経	済	野	村	耕	一	郎
建	設	田	島	重	廣	君
会	計	塩	田		稔	君
兼	会					
教	育	高	橋	充	幸	君
事	務					
局	員					
長	会					

○職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	椎	名	信	也
書			記	関	口	富	佐
書			記	宗	川	正	樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（坂本金光君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（坂本金光君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

陳情について、お手元に配付のとおり「インターネットにおける有害情報から、子供を守るための法整備の早期実現を求める意見書」が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

---

○一般質問

○議長（坂本金光君） これより日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

最初に、6番、小林正明君の登壇を許可いたします。

6番、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、6番、小林正明でございます。一般質問に入らせていただきます。

千代田町の市、町合併についての考え方についてお尋ねいたします。県内外における市町村の合併が進む中、先般館林市より1市4町の合併についての申し入れがあり、館林市長より4町長への市長私案が提案されたと伺っております。私たち議員においても、1市4町の邑楽館林議員懇談会が開かれました。実質の内容は、1市4町の合併についての意見交換会であります。そこで、町長にお尋ねいたします。千代田町の合併について今後どのような対応をお考えなのか、基本的なお考えをお聞かせいただきたく質問させていただきます。

質問は3つに分けましたが、まず1つについてお尋ねいたします。合併を進展させる場合の組み合わせはどのようにすべきなのか。1市4町以外の組み合わせなどもお考えなのかお尋ねいたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 小林議員の質問にお答えいたします。

ご存じのように、現在太田市と大泉町との間で合併について協議をスタートさせようという動きがございます。また、館林及び邑楽郡4町との合併協議についても、議会、行政、各種団体にあつて少しずつではありますが、情報交換なども始まっております。

私は、合併については将来的には必要である、そのように認識しております。ご質問の合併の枠組みにつきましては、館林市ほか4町、あるいは太田市との合併、休止中ではありますが、西邑楽3町、そして東広圏2市5町と幾つか挙げられますが、それは今後の話の進みぐあいによって変化していくものと思います。いずれにしましても、町長選のときに公約したとおり、今後住民との地域懇談会を通じまして意見を賜り、方向性を決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 新聞によりますと、昨日館林において本会議を開催しまして、合併推進調査特別委員会が設置されたように伺っております。私たちの町も、この後に質問させていただきましても、単独でいくのか合併すべきなのか、本当に難しい選択を迫られていると思いますが、町民目線の立場に立ってよりよい千代田町の将来展開が図れるよう考えていかなければいけないと思っております。もう一度その辺について町長の答弁をお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

館林のほうが、新聞によりますときのうですか、合併調査特別委員会が開かれたということ、新聞によって私も知りましたが、千代田町でも合併調査特別委員会ができております。そういう中にありまして、今後いろんな意見交換を当然しなくてはならないと思います。私は、合併というのは先ほど小林議員がおっしゃったとおり、町民をいかに幸せにできるかという、それが前提であります。ですから、そういう中で町民の意見を聞いたり議会の皆さんと協議したり、私は議員の皆様と合併についての意見交換まで頻繁にこれからお願いするような形で皆さんの意見も聞いたり、そういう中で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） どうもありがとうございます。

住民目線で、町民目線で仕事をするという、これはもう我々議会議員、もちろん町長としての仕事の最たるものだと思っております。隣町の大泉町が太田市に合併するのではないかとということであるような報道がなされておりますが、先ほど町長の答弁の中で非常にうれしかったのは、地域懇談会をしっかりとやると、それから議員との、議会との打ち合わせというか、すり合わせといいますか、意見交換をしっかりとすると、それはもうぜひお願いしたいと思っております。そして、いずれそのときになったと

きに、直前といいますか、流れができた、あるいはできつつあるときにぜひ住民の、町民の皆さんに対するアンケート等をとっていただきたいなと思いますが、そこについて町長、お考えがありましたらよろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

情報開示を徹底的にやりたいというのが私のほうの政治理念で、公約にもしておりました。ですから、住民の意見をどんどん聞き入れたりしながら私どもの考えを説明して、そういう中で議員にも説明して、最終的には住民アンケートをとるというやり方に持っていきたいなと考えております。

○議長（坂本金光君） 以上で、6番、小林正明君の一般質問を終わります。

[[議長]という人あり]

○議長（坂本金光君） 6番。

○6番（小林正明君） 3つ質問は出させていただいたのですが、そのうちの1問目の質問をさせていただいたのです。

○議長（坂本金光君） こっちには1つ入り入っていないのです。分けたのですか。

[[分けた]という人あり]

○議長（坂本金光君） はい、わかりました。

では、6番、小林正明君。

[[休憩]という人あり]

○議長（坂本金光君） では、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時09分）

---

再 開 （午前 9時14分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、2番、高橋純一君の登壇を許可いたします。

高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 一般質問は初めてなもので、ふなれな点もあると思いますが、よろしく願いいたします。

私も小林議員に続きまして、合併問題について質問を行いたいと思います。期限付きの平成22年3月31日までの、特例債が切れるまでの一般合併特例法を見据えた中の質問としていきたいと思います。去る4月25日、大泉町と太田市、市長、町長が合併に対する確認書に署名を行いました。バブル崩壊後のここ十数年、国からの支援は私どもの自治体も少なくなりまして、厳しい時代が続いていると思

います。現に職員の給料の削減や、諸団体や住民も痛みを伴って聖域なき構造改革を進めております。非常に緊縮ムードに入っていると思います。合併は、健全行政を維持するための必要な行政改革の有効な手段だと思います。そこで、大谷町長に合併に対する決意を聞きたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 高橋議員のご質問にお答えする前に、私の合併に対する決意というのですか、それを、答えと同じですね、させていただきます。

私は、合併につきましては基本的に推進すべきと思っています。ただし、それは合併によって千代田町が発展するとともに、町民の皆様にも喜んでもらえることが前提であります。合併は、地方行財政の問題に加え、地域の産業から教育、福祉、交通、まちづくり、町民の生活総体を視野においた上で、合併によって地域社会の未来が一体どうなるのか、正しい選択をしなければならないと思います。それには、行政と議会、そして町民が強い信頼関係を保ち、一体となって進めるべきと考えております。市町村合併は、地域住民の問題であり、行政と議会は住民が正しい判断ができるように多くの情報を開示しなければならないと思います。そして、それらの意見を集約し、町のため、町民のためになる合併であれば推進を図っていききたいと、そのように考えております。

さて、議員の質問の近隣市町との合併が進展する中でということですが、太田市と大泉町の合併協議が始まることをおっしゃっているものと理解しております。しかし、この件に関しましては太田市と大泉町の問題でありまして、今後の動きを見守りながら議員並びに町民の皆様のご意見をお聞きしてまいりたいと思います。

質問の条項にありましたので、せっかくですから、次は館林と邑楽郡4町における議会や各種団体間の合併に関する動きについてであります。少しずつではありますが、情報交換などが始まっております。行政としましても、広域行政にかかわる研究会がスタートしたもので、当面は情報交換を中心に進んでいくものと思います。

最後に、合併新法の期限までにどのようなスケジュールで進めていくのかというご質問がありますが、合併新法の期限に合わせた合併推進という考えはありません。あくまでも町にとってどうか、町民にとってどういう観点から考えていきたいか、いったらいいか、そういう思いでおります。そこで、年内には町民の皆様との各行政区における地域懇談会を実施したいと考えております。その中で、合併問題についても皆様のご意見を賜り、参考にさせていただこうと思っております。その後議員の皆様とも十分議論させていただきまして、方向性を決めていきたいと考えておりますので、ご理解くださいようお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 取り組みのほうはよくわかったのですが、最近新たな合併特例法では

20年、30年後を見据えた中の合併をいろいろ考えてきているのだと、国のほうもそういう方針だと思います。その中で、現在各地でも取り組みがいろいろなさされているわけですが、現実に我々の地域でも館林邑楽議員懇談会、JA初め商工会等々でいろんな取り組みが行われていると思うのです。市民のほうでも行われていると思うのですけれども、その中で千代田町の行政側としてはどのような、1市4町ですか、1市4町のほうからアプローチ来ているわけですから、それを踏まえますとどのような行政側で対応をこれからしていくのかと、ご所見をお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

館林と邑楽4町の合併に対する行政の取り組みということでございます。もともと昭和38年だったと思いますが、都市計画区域ができて、館林邑楽総合開発促進協議会という組織がございます。現在その中で広域行政に関する研究会が発足いたしました。去る5月30日に発足いたしまして、広域行政の中でいろいろ情報交換を図りながら地域全体としてどんなことができるか、そういったことを研究していく部会でございます。これが一応手始めということで、情報交換からスタートしていきたいというふうなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 私たちの千代田町では、ここ10年ぐらいのスパンで合併を、歴史をひもといていきますと最初は1市5町ですか、太田市も含めた1市5町を推進してきたわけです。それから、そこを脱会しまして、西邑楽3町になったわけです。3町になって、住民アンケートを初め法定協も立ち上げて、残念ながら合併が夢に終わったわけです。ここに来て、1市5町を脱会したときから始まりまして、今度1市4町からアプローチが来ているわけです。それを考えますと、私の記憶ですと3町合併した場合は、あのときで特例債がたしか300億だったと思うのです。300億で、起債を引いて住民1人当たり26万円ぐらいの記憶がたしかあるのですけれども、1市4町で話が今安楽岡市長の私案で来ているわけですが、住民に数字を初めメリット、デメリット、先ほど町長さんがおっしゃったように住民アンケートもそうですけれども、期限があるわけですから、早急にそれを行っていただいて、住民の人と意見をまとめる必要があるのかと思っております。その中で、このチャンスを逃すと、利根川新橋を初め町の観光資源、高齢化社会、日常生活圏が拡大する中で、我々は行政基盤の充実を図るためには、合併はどうしても私は避けて通れないと、こう思っております。その中で、有効な手段として市と町の合併を推進する必要があると思います。

そこで、どのようなスケジュールで今後、安楽岡私案によりますと9月には法定協を立ち上げてくれと、こういうことですから、町としても私案を6月いっぱいに向こうに返事を返さなくてはならないと、こういう状況だと思います。その辺を含めて、どのようなスケジュールで推進をしていくかももう一度お願いいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

その前に、合併はどうなっているか、よその町の検証を少しだけお知らせいたします。合併した団体の合併後の検証問題についてであります。今年の1月5日の上毛新聞に「県民世論調査～変わる意識」と題し、合併した前橋市、高崎市、太田市を含めると14市町の住民アンケートの結果が載っております。これによると、合併で行政が身近になったと思っている人3.4%、そう思わない人66.1%を占めました。これは、住民が合併によるサービス向上などの恩恵をほとんど感じていないということであり、特に旧町村部で不安を多く感じているという結果が出ております。また、1995年、平成7年に旧秋川市と旧五日市町が合併して誕生しました東京のあきる野市では、合併前の約束が合併後守られず、市役所の位置の変更や、保険税や手数料の値上げ、合併特例債の乱発と、旧秋川市の都合により市政が展開され、旧五日市町は不便になっているという市民の会の検証結果も出ております。更に、長野県では大きな市に取り込まれた旧町村部から補助金がカットされたり選挙の投票所の数が減らされたり、大きい自治体のペースで行政運営がされているというような声も聞こえております。いずれにしましても、合併後の各自自治体における検証結果を踏まえ、今後合併を模索する自治体ではこのような不安材料が解消できるかどうか、十分調査研究していくことが必要であると考えられます。

つまりただ合併するのだというだけで進めたのでは不安があるのです。それなので、各市町村との綿密な協議をしたり、議会側でもしたり、あとは議員の皆さんが私たちと一緒に頑張って勉強して地域の住民に知らせたり、そういうプロセスを踏む必要があると思います。初め合併ありきで、特例債に間に合うようにするのだということで急いで、これは急いでやる必要はあると思います。ただ、それを急ぎ過ぎて、合併が町民のためにならないようなことになるのは、本当に皆さんで意見交換を十二分に必要があると思います。現にそういう例も出ていまして、私自身は合併に大賛成なのです。ただ、プロセスというのがありまして、やっぱり住民にちゃんとした説明をする必要があるという、そういう考えでおります。

ですから、私自身も本会議が終わって7月に入ったあたりからそういうことを、情報開示をどんどん公民館を使ったりいろいろでやったりしたいと思います。やります。それから、議員の皆さんもそういう中でいろいろ勉強して、よりよい合併に向けてどのように考えをしていったらいいかということで地域の人たちにいろいろ提言する、そういうスタンスが私はいいような気がしてなりません。ですから、協議会が本当に大事なのです。だから、任意に法定協がもうすぐ館林のほうからやるのだということで、9月ですか、法定協に9月に持っていくというのは、これは大変なことだと思うのです。まず、任意協議会、法定協というふうな中で進んでいくのが普通だと思いますので、できるだけ私も情報を開示しながらどんどん進めたいと思います。それには、それはやる必要があると思うのですけれども、スタンスとすると初め合併ありきと臨んでばかを見ないように、前のとき地域審議委員会ができればいいのだというような話、私も盛んにそういう話をしたのです、合併にするときに。1市5

町ですか、太田にくつつくときも私は大変動き回って、同期の人やそのとき一緒にいた議員の皆様はご承知だと思うのですけれども、太田にくつつくのだ、太田にくつつくのだという、それで物すごい、1週間に1回とか3日に1回とか協議会がありました、そういう中で激しく合併についていろいろ協議しました。西邑楽3町のときは、大泉町のほうから休止ということでそのままになってしまったのですけれども、私は休止を解くためには3分の2の委員の署名が集まればできるということで、一生懸命駆けずり回った覚えもあります。そのくらい合併に対しては真剣に今まで動いてきたのですけれども、合併した後千代田町が本当にどうなるか十二分に審議を交わして、地域の人がはたっこになってしまったから、千代田町が、サービスが悪くなってしまったのだということのないように十二分に審議を交わして町民の意見を、皆様の声も集約して、そういう中で進めるほうがベターかなというふうに今思っております。

以上であります。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 若干補足で説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど合併特例債の話が出たのでございますけれども、現在の合併特例法、平成17年の4月から平成22年の3月まで5年間の時限で新法ができておりますが、今回のこの新法の中では合併特例債につきましては廃止となっております。平成の大合併自体地方分権とか、あるいは行政改革、そういったものの考え方があるのですが、最大のテーマと申しますか、最大の問題は財政問題、地方財政が非常に厳しいという中で平成の大合併が行われたというふうに認識しております。川を越えた向こうの熊谷市におかれましては、妻沼、大里、そして最近江南と合併いたしましたけれども、熊谷市のスタンスというのは財政が苦しい中での合併であるから、合併したからといって何をつくりますとかこれをこうしますとか、そういうことはしませんと、それでよろしければ合併しましょうと、そういうスタンスの上で合併を実施したという話を伺っております。ですから、この東毛地域あるいは館林邑楽地域の合併を考える上では財政問題、これを最大のテーマにしまして、何をつくるというよりもその後どういう地域をみんなで築いていけるだろうかと、そこら辺が一番のテーマになっていくのではないかと、そういうふうに考えております。今後とも十分協議した上で、いい方向に進むように努力したいと思っておりますので、議員のご理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（坂本金光君） 以上で、2番、高橋純一君の一般質問を終わります。

続いて、4番、川田延明君の登壇を許可いたします。

4番、川田延明君。

[4番（川田延明君）登壇]

○4番（川田延明君） 4番、川田延明でございます。一般質問は初めてですので、ひとつよろしくお願いたします。

近年地球温暖化による環境問題が更に深刻な問題となっております。7月7日から始まる洞爺湖サミットもその一つです。そこで、我々が何ができるかということを考えてみました。やはりよいこと、悪いこと、しっかり認識して自分自身が責任ある行動をとらなければいけないということではないでしょうか。

そこで、私は千代田町における環境問題の実情について質問いたします。千代田町では、造園業や土木業の会社がたくさんあります。廃材や雑木、あるいは剪定後の枝葉の野焼きが今も行われております。町では、再三注意を促しているかと思えますけれども、今後どのような指導を行っていくつもりかお尋ねいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 川田議員のご質問にお答えいたします。

野焼きは、社会教育や学校教育、また風俗習慣上の行事などを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び群馬県の生活環境を保全する条例により禁じられておりますが、枝くずなど野焼きが行われているのも事実かと思えます。そのため、町では枝くずなどの処分を適正に行っていただくため、各ご家庭に配布してありますごみ収集カレンダーで、清掃センターで処理できる大きさと搬入の方法をお知らせしております。また、事業系の枝くずにつきましては有料受け入れとなりますが、清掃センターで処理可能な大きさであれば受け入れをいたしますし、これ以外のものにつきましてはリサイクルセンター等で処理していただくこととなります。野焼きが行われている場合の指導としましては、きれいな生活環境を守るため、野焼きの情報をいただいた場合には所管課が出向いて指導を行うなど対応させていただいております。また、町の広報紙にも掲載し、町民の皆様に周知しているところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） 今の質問で、野焼きは今も行われていると私言いましたけれども、確かに行われているので、その辺は十分注意をしていただきたいと思います。

それから、附属になりますけれども、一般家庭でも同じようなことは言えます。6月10日の上毛新聞に掲載された記事ですけれども、一般家庭のごみの減量化の対策の一環として、渋川市の庭木の枝木を堆肥などとして再利用することを促すため、ガーデンシュレッダー、細かく粉碎するやつです、その購入費補助制度を設けたという記事が載っておりました。参考までに、補助限度額は2万円です。この機械は、堆肥として再利用するだけでなく、ごみとして出す場合でもごみの量が圧縮されるなどの効果もあります。そこで、千代田町でもそういった考えがあるかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 川田議員さんの一般家庭での枝葉処理のための機器購入補助制度導入の考えはということで、ご回答させていただきます。

本町では、家庭から出る生ごみを堆肥化することにつきまして、ごみ排出量の削減と土壌の活性化を図るため、生ごみ処理機器購入費の補助金を予算化しておりますが、お尋ねのとおり庭木から出る枝葉も一般家庭で処理していただくことになれば、一般ごみ排出量の削減にもつながりますし、また堆肥化することで土壌にも還元もできますので、リサイクルの上では大変よいことかと思えます。今後補助金を制度化するか、あるいは町で購入して利用者の方に貸し出しをするか、これから協議検討をさせていただきますまして進めていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（坂本金光君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） どうもありがとうございます。ぜひ早目を実現させていただければありがたいなと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（坂本金光君） 以上で1問目を終了いたします。

続いて、2問目をお願いいたします。

4番、川田延明君。

[4番（川田延明君）登壇]

○4番（川田延明君） 2問目を質問いたします。

家畜排せつ物法施行後の畜産農家の環境問題についてであります。平成16年第4回の定例会において黒澤議員の一般質問があり、執行部の信頼される行政指導を更に期待しますということで終了しておりますけれども、浄化施設によって浄化された放流水、あるいは設備のないところの近くの用水路は定期的に検査を行っていると思えます。館林保健福祉事務所の管理基準に満たしているのかどうか、その結果をお聞きしたいと思えます。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 川田議員の質問にお答えいたします。

近年環境問題は世界規模で論議され、厳正に処理しなければならない問題でございます。我が町でも例外ではありません。川田議員の言う畜産農家の問題でも、社会のルール、法律を守って適正に排せつ物等を処理しなければなりません。

そこで、町の畜産農家の現状につきまして申し上げますと、現在16戸となっております。内訳といたしましては、肉用牛10戸、乳用牛4戸、豚1戸、乳用牛と肉用牛の両方を飼育している農家1戸となっております。また、排せつ物の処理等施設につきましては、堆肥舎12戸、浄化処理施設1戸、堆肥盤、シート1戸、牛舎利用2戸という現状でございます。

お尋ねの放流水の定期検査ということでございますが、浄化槽を設備している農家につきましては

年1回の検査が実施されており、検査結果が県にも報告されておりますので、問題ないものと考えております。しかしながら、実は最近排水路にふん尿を流したということで、そういう問題が起きております。ですから、検査したときにたまたま流されていなかったらばきれいですが、そういう問題も起きております。今後も厳しく監視し、違法行為のないよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） その後幾つかの苦情が寄せられていると聞いています。もし問題がなければ、苦情は来ないはずですが、特に木崎用水路ですか、その地域かと思っておりますが、浄化処理施設の構造的な不備なのか、あるいはその業者の認識不足からくる垂れ流し状態を引き起こしている現状があるのではないかと思います。その辺のところ、できれば詳しく教えていただきたい。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

実は、大変なことがわかったのです。実は、千代田町の農業委員会の会長であります、酪農家なのですけれども、平成20年5月20日火曜日午後9時50分ごろから午後10時40分ごろにかけて、千代田町大字舞木丸山616番地一1の自己所有の乳用牛飼育牛舎のふん尿貯留槽からバキュームカーよりふん尿を吸引し、敷地東側排水路に放流を行ったことを役場経済課畜産担当者と住民福祉課長補佐兼環境保健係長ほか2名が確認しました。この事実確認については、雨上がりの夜には必ず隣接排水路に牛のふん尿を流すという情報が町長のところに、私のところに入ったのを受けて、関係課に確認を行うよう指示を出したものです。それを受けて、住民福祉課と経済課職員が午後9時に保健センター駐車場に集合し、現地に向かい確認作業を行った結果、午後9時30分に当該排水路の牛舎北側120メートル付近で採取した河川水と午後10時に同地点で河川水を比較しても明らかであり、10時の採水ときには付近一帯に悪臭が立ちこめており、長時間滞在することが困難な状態でありましたと言っております。また、バキュームカーによって放流した事実については、現場にいた4名がエンジン音を確認し、また放流どきと放流が終わった時点の写真でも明らかになっています。この事実確認結果をもとに、次ぐ日、21日水曜日の朝、家畜保健衛生所と森林環境事務所へ連絡を行い、同日家畜保健衛生所職員と経済課職員で自宅訪問を行ったが、当該者は放流した事実を認めなかったということでありませう。

それで、私は関係者からいろいろ聞いて調べたのですけれども、牛1頭で1日に堆肥は40キロできるそうです。38頭いるそうです。38頭ですと、1,520キログラムの堆肥と、それを吸い上げるためにはバキュームカーで1台半必要だそうです。その場所は自然流下式というので、ふん尿とあれを下へためてやるやり方と聞いております。浸透式で本人はやっていると言っているのですけれども、浸透式で畑、田に注入を行っている話を聞いていたのですけれども、これだけの量だと5町要るのです

って、注入するのに。5町なければ間に合わないと言っています。調査によりますと、これを注入している土地、借地、畑5,049平方メートル、約50アール、自作田と畑9,015平方メートル、90アール、約1反4畝、それでそれはちゃんと耕うんしたりしながらやっているということも経済課長のほうから聞いております。しかし、全然注入をするのには足りない数字なのです。木崎排水に40年間も牛のふん尿をこれまで流しているということは、そういううわさは木崎の住民ではだれでも知っているという、そういううわさも聞いております、話というのですか。前町の税金で、ヘドロがたまってしまったというので、バキュームカーできれいにしたという話も聞いております。それから、堆肥舎には何か鉄でできた、そういう設備がしてあるのですけれども、ここは浸透式なので、それは利用していないということ、私なんかも検査に行きましたけれども、気になっているのです。ですから、こういう状態で今現実の問題として、これはとても許せないことだと私は思っております。

以上です。

○議長（坂本金光君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長（野村耕一郎君） それでは、ちょっとさっき町長の答弁の中で1点だけ補足をさせていただきたいと思っております。

自作地が1反4畝とたしか言ったような感じでしたが、農家台帳によりますと、ちょっと誤解があると困りますので、訂正をさせていただきたいと思っております。自作地につきましては、1万4,366平方メートルでございます。1町4反5畝という扱いになります。それと、相対で借りている土地が、農家台帳の限界の保有のところで確認できない相対の借地というのが最近の調査でわかりまして、それが借り入れ地が5,049平方メートルでございます。5反と1畝でございます。この自作地と借り入れ地を合計しますと、1万9,415平方メートルになりまして、1町9反6畝に当たります。アールにしますと196アールになります。これが耕作地でございます。

以上でございます。

○議長（坂本金光君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） 今の野村課長の答弁はちょっとよくわからなかったのですが、いずれにしても町民が困っている現状があります。環境問題からしても非常に遺憾なことであり、早急に環境整備をしないといけないと思っております。今後行政として、町としてどのような指導を行っていくつもりなのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

ちょっと言い間違えたみたいです。訂正いたします。2町近くあるということですか、そうすると。でも、それよりも何よりも現実としてこの方が頻繁に行っていたと推測されることはいっぱいあるのです。そういうことを踏まえて、この方は農業委員会の会長ということで、私は名前をあえて出さな

かったのですけれども、これは公人ということなので、名前を挙げたほうがいいと思っておりますので、柿沼博さんです。これは、やっぱり認めなかったということが、ああ、そうですかというわけに、これだけのペットボトルでちゃんと調べてきてあるわけなのです。そういうことですから、厳重に注意して、これは法律に違反することなのです。ですから、法律のほうでしかるべき人たちが動いてやるのかなと思っています。人の上に立ってしまして指導する立場の人がこういう疑われることもしてはいけないのが、こういうことをずっとやってきたと思われるわけです。ですから、それなりの注意はしなくてはならないし、それからそういうしかるべき人たちがまたそれに当たると思います。そういうわけで、答弁といたします。

○議長（坂本金光君） 以上で、4番、川田延明君の一般質問を終わります。

続いて、11番、青木國生君の登壇を許可いたします。

11番、青木國生君。

[11番（青木國生君）登壇]

○11番（青木國生君） それでは、通告に従いまして、特別養護老人ホームに関する補助金返還請求裁判がどうなったのかお伺いいたします。

最近あの裁判はどうなったのかとよく聞かれます。私も当時監査委員としてこの裁判の前段とも言える住民監査請求の処理に当たってきただけに、この裁判の行方に注目しているところであります。私は、この裁判は住民監査請求の処理結果を不服として提訴されたものと受けとめておりますが、別の角度から見れば初めに被告人を襟川幸雄町長、これは当時でございますが、被告人を襟川幸雄町長とする裁判があつて、住民監査請求の提出はその行為を正当化するための一つの手段ともとれるところであります。昨年12月に川島悦男原告団長名により発行された補助金返還請求裁判ニュースによりますと、この裁判は襟川幸雄町長が職権を利用して町に3,500万円の損害を与えたので、その3,500万円を町財政に返還するよう襟川幸雄個人に千代田町長として請求せよとの判決を求めたものとあります。何か私には理解しにくい説明でございますけれども、これに相違ないのかまずお伺いいたします。

また次に、被告は襟川幸雄千代田町長であり、原告団の代表が川島悦男氏であることは明らかにされておりますが、その他の原告につきましては不明であります。そこで、原告団は川島代表ほか何名なのか、できれば個々の氏名をお聞きしたいと思います。

そして、3点目になりますが、第1回目の公判が昨年9月12日に開かれたようでございますけれども、それから9カ月経過した今日、今も裁判の現状については何ら伝わってきておりません。議会にも報告されてございません。一体裁判はどうなっているのかお尋ねいたします。

1回目を終わります。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 青木議員のご質問にお答えします。

質問しながら私の顔を何回も見ていたので、これはしっかり答弁しなくてはと思います。通告と言っていたことが全く同じなので、今度は合うようになると思います。ありがたく思っております。

青木議員の質問にお答えいたします。特別養護老人ホームの建設に関する補助金返還訴訟請求裁判につきましても、損害賠償請求事件として訴状が提出されました。請求の趣旨につきましても、襟川幸雄町長は襟川幸雄個人に対し3,500万円を請求するとともに、訴訟費用を負担しなさいというものであります。原告団につきましても、川島代表ほか5名の方々でありまして、個々の氏名につきましても顧問弁護士である神谷氏と相談したところ、個人情報保護の関係があり、公表は差し控えたほうがよいということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、本件の裁判につきましても、前橋地方裁判所民事第1部合議の扱いとして平成19年9月12日に第1回目の口頭弁論が行われ、その後2回目が10月17日、3回目が12月19日、4回目は今年の2月20日に行われました。そして、5回目は平成20年4月18日に行われる予定でありましたが、4月15日に原告の訴訟代理人である池末弁護士から取り下げ書が提出されましたので、この事件裁判につきましても終了しております。これは、民事って住民監査、住民のほうからのあれで、現職の町長がおやめになったので、自然とこれは取り下げざるを得ないということが、そういうことになっておりますと聞いております。今後は、このような訴訟を私自身が起こされることのないように行政運営に励んでまいりたいと考えておりますので、議員におかれましては行政の監視役として助言をいただきたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 11番、青木國生君。

○11番（青木國生君） ただいま大変丁寧に、また率直にお答えいただきまして、ありがとうございます。

2回目の質問になりますが、ただいま原告団の氏名については公表できない、個人情報の保護という観点ということでございますので、仕方がないというふうに思っております。また、裁判の取り下げになった理由も町長が交代されたからということでございまして、これもやむを得ないかなというふうに思っております。

しかし、当然町長には4月12日に裁判が取り下げになったということは早い時期から報告されていたというふうに思うわけですが、そのときに町長は議会への報告、あるいは町民への広報について何か指示されたかどうか、まずお伺いしたいと思います。

次に、この裁判の訴訟費用については複数の議員がカンパされたようでございますけれども、町長も議員当時この費用の大部分をカンパされたというふうに聞き及んでおります。これは本当でしょうか。この2つの点についてお尋ねいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

確かに私はその報告というのを町民の皆様や議員の皆様にはしておりません。これは、自然消滅したから、そのままでもいいのかなんてというような考えも確かにありました。しなかったことに対しては、適切ではなかったというふうに思っております。

それから、私の資金カンパですか、それは私もしております。多くの皆様からいろいろな形でそのお金は流れております。私一人で全部やったわけではないし、いろんな方から裁判費用をカンパしたというのですか、そういうことであります。

○議長（坂本金光君） 11番、青木國生君。

○11番（青木國生君） 私は、これまでこの裁判を通しまして事の黒白がはっきりすることを期待していただけない、訴訟が取り下げになったということは誠に残念に思うところでございます。今回の裁判の原因となった特別養護老人ホームへの補助金3,500万円の支出は、襟川町長が独断で行ったわけではありません。賛成多数という議会の議決を経て支出されたことは、ここに出席されている大半の方がご存じのことと思います。

この特養建設と補助金問題は、1年半以上にわたって町じゅうを騒がせた大問題でありますし、この裁判の行方につきましては大きな関心が寄せられているというふうに思っております。そこで、なぜ裁判が取り下げになったことを議会に報告しなかったのか、また住民に知らせなかったのか。ただいまは、深く考えていなかったというようなお答えをいただきましたが、また早急に住民に知らせるべきだと思いますけれども、この点をどのようにお考えなのか改めてお聞きしたいと思います。

また、ただいま町長は議員時代に裁判費用といいますか、訴訟費用をカンパされたことを率直に認められておりました。私は、町長のよいところは非常に率直であることというふうに思っております。政治の世界は、策をかくことも必要かと思いますが、やはり人間と人間の関係は素直であり、過ちはすぐ認めるとともに謝す、そうした関係こそがよいまちづくりに結びつくのではないかというふうに思っています。そこで、カンパされたということは、町長も原告の方々の考え方に同調されたというふうに思うわけでございますけれども、町長になられた現在、議員時代とこの問題について考え方は変わっているのかどうか、また裁判が取り下げになりましたことをどのように思っているのか、率直な気持ちをお聞きしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

私がどうして早目に取り下げになったということを言わなかったかという、そういう質問であります。私がカンパはしましたけれども、原告団というのですか、それに入っていなかったわけなのです。その点をご理解していただきたいと思っております。そういう中で、住民監査請求のやり方だと、自然

と町長がかわれば消滅してしまうわけです。ですから、池末さんのほうからもう取り下げということになりました。

それから、この件についてどう思うかということは、私がおの後の行動でどういう行動をしていたか、そういう点でご理解いただければと思います。私は、町長になったということは住民の全体の、皆さんの幸せをなすためにやったことですから、それをいかに社会保障費が多い中で皆さんの幸せを考えるかというほうに頭が回っておりますから、今時点でこのことをどうしようとかあししようとか、そういう考えはありません。

以上です。

○議長（坂本金光君） 以上で、11番、青木國生君の一般質問を終わります。

続いて、9番、細田芳雄君の登壇を許可いたします。

9番、細田芳雄君。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 続きまして、町長の政治姿勢を問うということで、通告に基づきまして質問いたします。

町内企業の育成についてこれからどのような方針でいくのか伺います。大谷町長さんは過去、町の議会議員3期12年を経験しております。その議員時代に町の事業とその発注について平等、公平に行われているのかというような趣旨の質問を一般質問やら質疑で何度も質問されていたと思います。また、指名入札を行うときには町内企業のほかに町外企業の2社の会社名を取り上げ、指名業者にすべきだと思うと発言もあったと私は記憶しておりますが、町長になった現在、今でもそう思っているのか。つまり入札について地元企業で十分対応できる仕事であっても、町外の業者を積極的に指名参加させるという気持ちがあるのか。就任3カ月足らずではありますが、町の事業についてどのような方法で発注していますか。また、それが最善だと思っておりますか。お聞きします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 細田議員のご質問にお答えいたします。

工事等の発注につきましては、各所管課長から起工何が出され、私が決裁した後に町財務規則の定めに基づきまして、工事については130万円を超えるもの、委託については50万円を超えるものについて所管課長から入札審査会委員長あてに指名業者選定申請書が提出されますので、提出された時点で審査会委員長が会議を招集し、十分な審議を行い業者の選定を行っております。

また、この方法が最善かどうかにつきましては、私が町長になってからこれまで発注した事案が東西小学校図書館のエアコン設置工事及び公園等の緑地管理委託並びに本日契約に関して議決をいただく提案を申し上げます西小学校耐震工事、給食センターの食器洗浄機のみですので、現状で判断できないのが実情であります。どういう方法をとったらいいかというのはいろいろあると思いますが、透

明性を図りながら進めていきたい。私の公約は、入札の透明性ということを行政改革の中で訴えておりましたから、そういうつもりでやっていきます。

しかし、今後の発注につきましては、基本的には随意契約を除いて指名参加登録がなされている業者を指名し、入札を行い決定することになりますが、100万円以下の小規模な修理、修繕及び30万円以下の業務委託につきましては、町内に主たる事業所があれば、千代田町小規模修理・修繕及び業務委託契約希望者登録制度がありますので、登録していただき、地元企業への発注を行いたいと考えております。また、工事によっては町内企業で共同企業体を組織し、指名参加登録していただき、入札を行うことも視野に入れて考えていきたいと思っております。

ご理解いただくようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 9番、細田芳雄君。

○9番（細田芳雄君） ただいまの答弁で、地元企業の育成からということからだとはいえますけれども、町内企業の指名参加願を取り上げて、それでやっている方法であるというように私は受けとめますが、では今までとそれは大変な違いがある、今までは逆に言えば透明性がなく、平等ではなかったという感じがあったから、そこを今のように直したという点があるのか。また、地元企業の育成という点につきまして、地元商店の活用などが大いに考えられますが、これはいわゆる一般の人が聞くとちょっとわかりづらいと思いますが、今現在の大谷町長さんの推進派と言われている議員が、逆に町長推進派ではないだろうと言われている人、その議員と関係のある飲食店については使わないようにとふれが出ているとか、やはり町長推進派ではないだろうかなと思われるような議員が勤めている会社の電気製品は町としては買わないようにと言われているとかという、私はうわさで聞いただけ、これは私本人ではないから、そういうことは私自身は聞いておりません。そういう話があるのですけれども、町の財源の主たるもの、これは皆さんがご存じのように税収です。税収を上げるべく地元の企業育成、商店の活用、これはぜひ大事なことであると思っておりますけれども、町長は今言ったような話は承知しているのかどうかお聞きいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

まず、地場産業の育成ですが、この間何点か植栽の委託管理ですか、それが配られていると思うのですけれども、地元の業者で地場産業育成ということで、審査会のほうで提案してやったことなのですけれども、そういうあれを見ていると思うのですけれども、そのように地場産業という、地元でやれる事業につきましてはAランク、Bランクいろいろありますけれども、できるだけそういう中で上げてやっていきたいと思っております。それから、Aランクとか大きい事業につきましては、私は今回あちこち館林から大泉町から千代田、邑楽、広い範囲で入札の指名業者として競争入札ですか、そういう中で選びました。透明性ということは、そういうことでこれからももっともっと信頼されるように、

幅広い選択の中でやっていきたいと思います。その中で、小さい業者がどうやって生き延びられていくか、そういうことで仕事を教えなくてはならないとかいろいろなこともあると思うのですけれども、すべてを含めてやはり地場産業というのは大事にしていかなければならないと思います。

それから、うわさを聞いたと言いますけれども、それは私の不徳のいたすところではありますが、そのようなことでやっている事実はありません。そういう考えを持ったことはありますけれども、それはいいことではないというふうに思いましたから、その点は理解していただけたと思います。思うことはありました。でも、それだからといってそういうことを現実に行ったということはありません。まして、そういう気持ちの中で進んでおりますから、ぜひご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 議員のご質問に補足説明をさせていただきます。

指名の関係でございますが、従来と変わったのかというようなご質問でございますが、指名の方法につきましては従来と同じように入札審査会のほうで審査をしまして行っておるのは変わりございません。しかし、新体制になりまして、これまでAクラス、12社とかそういう大きな数で指名をしておりましたが、今後は財務規則なりに基づきましてできるだけ少ない数で、工事によってはメンバーを入れかえるような方法で指名をしていきたいと考えておりますので、現在副町長おりませんので、入札審査会の委員長代理といえますか、それを総務課長の私がやっておりますので、今後また審査委員につきましては各課長、工事発注課の課長を除いた全課長で審議をして決めておりますので、より透明性が保たれたような指名の方向を検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 9番、細田芳雄君。

○9番（細田芳雄君） このうわさがどうなのかというのは、そういうような考えは持ったことはありますけれども、実際はしていないというような答弁なのですが、町長さんも議員時代には、町長たる者はうわさでもそういうものが流れてしまうというのはそれなりのことがあるからであって、決してそういうことはならないように、そういうふうに言っていたと思いますが、やはり町長がそのようなことを考えても、実際はしなかったというのは、考えたときにたまたま推進してくれる議員に話してしまったから、そういう話が出てしまって、そのまま話として流れていくと、町内商店、ひいては町内の活発化を妨げるようなことになっては、やはり財政面から千代田が損するのではないかと思いますので、そういうことはこれから先もし町長が考えていたことでも、1度自分の中でこれを言ってしまうとうわさとして流れ始めると私も大変マイナスであるな、千代田町のマイナスにつながるなどというようなことがあるようであれば、速やかにやっていただきたいと思いますが、その点で町内の商店活性、企業育成についてこれから先今までとは違った方法でやりに行くのだというような考えがまとまっておりましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

細田議員が前の町長のときにそのような発言をしていただけたらなど、今ちょっとそんな思いもしました。私は、まだ3カ月しかやっていないので、これから入札の問題とかいろいろ勉強してまいります。

それから、議員として意見を言うのは当然のことですから、仲間内の議員でそういう話をしたのが流れたというような感じですが、確かにそういう思いが前のときのことも含めてありましたけれども、現実にはそういうことはしないということを話しております。そういうことでごたごたするようでしたらば、一番被害をこうむるのは住民だからです。そういうことをわきまえてこれからもやっていきますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

それから、私の政治姿勢を問うという題目だったので、初めから大変な質問が出てきたなと思いましたが、私の政治姿勢というのは平成8年に私が議員になったときから一つも変わっておりません。つまり財を得ようとすれば何というか議員になってはだめなのだと、そういうことを、名を得ようとすれば財を得ず、財を得ようとすれば名を得ずということをおやじに強く教育されておりますから、私は議員になったときにいろんな納めを、すべて公共的な納めをみずから辞退したということは皆さんの前で話したことがあると思うのですけれども、ですから補助金が流れているところへは何も納入しないと、群馬県の花木センター、それから千代田町の緑化組合ですか、私の花を納めてくれということがありましたけれども、補助金だのいろいろな関係があるところへ私が花を売れば、議員の立場を利用して利益を求めているのだと、そう思われると私が手を挙げて言えなくなってしまうわけですから、私は町民の皆さんの意見を背負って議員に出るわけですから、すべて辞退して今までやってきました。今までのその政治姿勢をぜひご理解お願いしたいと思います。ですから、議員になった平成8年から私の政治姿勢は全然変わっていないです。商工会の会長にもなってくれと言われたけれども、補助金が流れているところへ行って、それで私が監査しなくてはならないのに、5年か6年で道が引かれているから、ぜひ商工会へ残ってやってくださいというのをみずから断りました。そのような政治姿勢をぜひ理解してください。私は、義を見てせざるは勇なきなりとかというような言葉だの、それから城山三郎の私はマンキーではないのだと、国鉄総裁で勲何等というのか、勅何とかというのを辞退したと、そのようにして国鉄再建を凶ったのにそういうことを欲しがらないとか、私はそういう姿勢が好きなのです。ですから、これからもそういう姿勢を崩さず頑張っていきますので、政治姿勢としてお話ししました。

以上です。

○議長（坂本金光君） 以上で、9番、細田芳雄君の一般質問を終わります。

以上で通告者全員の一般質問を終わります。

○議長（坂本金光君） ただいまから10時40分まで休憩いたします。  
休 憩 （午前10時24分）

---

再 開 （午前10時40分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○日程の追加

○議長（坂本金光君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2から日程第9までを議事日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### ○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第2、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第34号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

ご存じのように、多くの被害を出した中国の四川大地震では、特に学校施設の耐震性が問題になったところですが、その余韻もさめやらぬうちに、国内では岩手・宮城内陸地震が発生し、地震の怖さを痛感させられることになりました。

本案は、西小学校北校舎について補強工事が必要という耐震診断結果に基づき耐震補強工事を実施するもので、工事請負契約額5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 議案第34号 工事請負契約の締結について詳細説明を申し上

げます。

本工事につきましては、町長が申し上げましたとおり千代田町立西小学校の北校舎、3階建て普通教室の耐震補強工事を実施するものです。先月入札審査会で業者の選定をしていただき、去る6月10日に5社による指名競争入札を行い、お手元の議案書のとおり落札となりました。

耐震補強工事の内容につきましては、主なものとして鉄骨のブレス補強工事を1階に2カ所、2階に1カ所、計3カ所を行い、窓枠スリット工事を1階、2階で15カ所行います。また、あわせて外壁の補修工事ですが、まずクラックの補修を行いまして、その後防水塗装を全面行います。

工事の実施に当たりましては、夏休み前に準備できるものは学校の授業や児童の安全を考慮し進め、夏休み期間に集中工事を行いまして、工期は9月末を予定しております。また、工事する北校舎に児童の教室が集中していることから、危険を避けて全校登校日は実施せず、学年ごとの登校日を別な場所で実施するか、検討しているところです。

参考までに、指名業者を申し上げますと、河本工業株式会社、新和建设株式会社、本田建設株式会社、株式会社中道組、株式会社徳川組、計5社でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第3、議案第35号 備品の購入についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第35号 備品の購入について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の学校給食調理場は、平成3年に建設され17年が経過しており、厨房機器の老朽化が目立っております。本案は、食器、食缶洗浄機の入替えを行うもので、購入金額700万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 議案第35号 備品の購入について、詳細説明を申し上げます。

町長から説明がありましたとおり、学校給食共同調理場、給食センターの老朽した食器、食缶洗浄機を入れかえるものです。食器、食缶洗浄機の選定につきましては、厨房機器メーカーの工場に給食センターの職員で視察に行き、実際に機械を確認したり、また最近設置しているところに電話問い合わせして製品情報を収集したりしました。また、主なメーカー3社に給食センターに提案説明に来てもらい、その内容を検討し、本町の給食センターで必要となる食器、食缶洗浄機の仕様書をまとめ上げ、その仕様書に沿って3社の見積書を提出してもらい、それを更に審査し、お手元の議案書のとおり決定いたしました。やはりメーカーにより製品に特徴があり、差がありますので、こちらの求めるものに一番近く、安価な業者を選択したところです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 備品の購入について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第4、発議第2号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 発議第2号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本定例会初日におきまして議案第29号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例が可決されたことを受け、福祉産業常任委員会の所管に環境保健課を追加するものでございます。総務文教常任委員会は現行のままとし、福祉産業常任委員会の所管が住民福祉課、環境保健課、経済課、建設水道課及び農業委員会となり、3課1局から4課1局となるものであります。

なお、施行期日につきましては平成20年7月1日からとなります。議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

---

○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第5、発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年12月、千代田町議会定例会におきまして千代田町議会議員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が可決されたことを受け、千代田町議会会議規則14条並びに第17条を改正するものであります。

現在第14条では、「地方自治法第112条（議員の議案提出権）の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2名以上の者の賛成がなければならない」となっていますが、地方自治法第111条2項では「議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない」となっており、議員定数が12名となりましたので、議案の提出は議員1人でも可能となりました。従って、千代田町議会会議規則第14条を改正するものであります。

また、千代田町議会会議規則第17条では、「地方自治法第115条の2（修正の動議）の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2名以上の者の発議によらなければならない」と規定されております。地方自治法第115条の2では、「普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない」と明記されておりますので、千代田町議会会議規則第14条と同様に改正するものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

---

#### ○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第6、発議第4号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置についての議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 発議第4号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年3月30日の議員の任期満了により自然消滅した千代田町議会改革推進特別委員会を再度設置し、開かれた議会や審議の充実強化、議会権能全般について取り組んでいくために設置するものであります。

前議会改革推進特別委員会では、議員定数の削減や町ホームページを利用しての会議録の掲載等、議会の効率化や透明性の確保を実践してまいりました。町民の意思を的確に町政に反映させるために、今後とも継続して議会の活性化を図っていかねばなりません。町政の監視役として、地方分権の時代に即応できる議会を目指すものであります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 千代田町議会改革推進特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

ただいま設置されました千代田町議会改革推進特別委員会の委員の選任については、千代田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、千代田町議会改革推進特別委員会の委員には、議長を除く全員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時02分）

---

再 開 （午前11時21分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○千代田町議会改革推進特別委員会正副委員長の互選

○議長（坂本金光君） 千代田町議会改革推進特別委員会の正副委員長が互選され、議長あてにその結果が届いておりますので、ご報告いたします。

議会改革推進特別委員長に細田芳雄君、議会改革推進特別副委員長に襟川仁志君。

以上で報告を終わります。

---

#### ○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第7、発議第5号 千代田町合併問題調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、柿沼英己君。

〔7番（柿沼英己君）登壇〕

○7番（柿沼英己君） 発議第5号 千代田町合併問題調査特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成17年4月に市町村合併の特例等に関する法律が5年間の時限立法として施行され、平成22年3月31日をもって失効となります。これらを受け、近隣市町において合併問題が再燃してきております。館林市議会においても、昨日1市4町の合併推進特別委員会が設置されました。本町にお

きましても、合併問題や今後のまちづくりについて町執行部や町民の皆さんとともに問題意識を共有し、考えていくために、合併問題調査特別委員会を設置するものであります。

地方分権により、市町村の役割は増してきており、本町においても少子高齢化対策や行政サービスの水準を維持、確保することが求められております。行財政基盤の強化を図り、住みやすいまちづくりを展開する方策の一つに市町村合併があります。町民の利便性の向上や行政サービスの高度化、多様化等の問題をいろいろな角度からとらえ、具体的に議論していくことが大切です。

議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号 千代田町合併問題調査特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

ただいま設置されました千代田町合併問題調査特別委員会の委員の選任については、千代田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、千代田町合併問題調査特別委員会の委員は、議長を除く全員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時26分）

---

再 開 （午前11時45分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

### ○千代田町合併問題調査特別委員会正副委員長の互選

○議長（坂本金光君） 千代田町合併問題調査特別委員会の正副委員長が互選され、議長あてにその結果が届いておりますので、ご報告いたします。

合併問題調査特別委員長に青木國生君、合併問題調査特別副委員長に高橋純一君。

以上で報告を終わります。

---

### ○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第8、発議第6号 千代田町における警察官増員と24時間交番の設置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 発議第6号 千代田町における警察官増員と24時間交番の設置を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本町における刑法犯罪認知件数の増加を見るに当たり、町民の安全で安心な生活を守るため、地域一丸となって犯罪防止に努めているところですが、最近婦人をねらったひったくりや自販機ねらい等の事件が頻繁に発生しております。これらの犯罪を未然に防ぐには、警察力の強化は不可欠であり、不審者の発見や犯罪等に迅速に対応するため警察官の増員と、あわせて治安維持に的確に対処できる24時間交番の設置を本町に求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号 千代田町における警察官増員と24時間交番の設置を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

---

#### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（坂本金光君） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長及び合併問題調査特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長及び合併問題調査特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長及び合併問題調査特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

---

#### ○町長あいさつ

○議長（坂本金光君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成20年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る13日から本日まで、議員各位には終始熱心にご審議を賜り、いずれも原案どおりに議了いただき、心からお礼を申し上げる次第でございます。

さて、私が申し上げるまでもなく、この4月から後期高齢者医療制度がスタートいたしました。保険料に関しましてはいろいろな問題が発覚し、国におきましては野党4党から後期高齢者医療の廃止法案が参議院に提出され、去る6月6日に可決し、衆議院に送付されるなど混迷が続いておりますが、この制度が発足するに当たり、広域連合の立ち上げ、後期高齢者医療システムの構築等膨大な経費を費やしており、本町でも約2,000万円を投入しておりますので、この制度が廃止となった場合、全国では約400億円を超える額が無駄となってしまいますが、野党側はこの点については一切触れることなく廃止法案を出しており、私といたしましては納得のいかない思いでいっぱいであり、従いまして、私といたしましては国民の理解が得られるように全体を見直し、制度の存続を図るのが最良ではないかと考えております。また、本町といたしましても国保はもとより、高齢者の毎月の受診率

が県内でも常時ワーストテン、つまり受診率が高い市町村の10番までに入っております。国民健康保険の運営に大きな影響を与えているのも事実でありますので、単独で実施しておりました老人保健から後期高齢者医療広域連合に移行したことは大変歓迎するものであります。

さて、話は変わりますが、町長就任後初めて時間に余裕がとれましたので、教育長と過日中学校を訪問しましたが、武道館や体育館の老朽化が進んでいることを目の当たりにし、愕然としたと同時に、総合体育館をつくるより、将来を担う子供たちが利用する施設を先になぜやらなかったのかとつくづく感じました。また、その後担当課長を帯同し、町内の公園を見て回りましたが、樹木等の管理を委託しているところは別として、財政上から直営管理となったところが荒れており、早急な対応が必要な状況となっております。また、町道についてもこれまで新規改良工事を優先的に実施してきたため、改良後年数が経過した道路については舗装面の凹凸や亀裂が目立ち、今後の対応をどうしていったらよいのか、思いやられる問題が山積しております。引き続き国及び地方を取り巻く行財政環境は非常に厳しい状態ではありますが、今後も少子高齢化対策、安全、安心のまちづくりのため、町政運営に励んでいきたいと考えております。

最後になりますが、うっとりしい梅雨の季節を迎えております。体には留意されまして、ますますのご活躍をご期待申し上げて、ごあいさつとお礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

---

## ○閉会の宣告

○議長（坂本金光君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る13日から本日までの8日間にわたり、平成20年第2回千代田町議会定例会が開催されましたが、議員各位には終始ご熱心にご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

今6月定例会は、議員改選後初の定例会であり、農繁期と重なり何かとお忙しい時期でございましたが、町長提案条例改正、補正予算、人事案件等十分な論議を行いながら円滑な議会運営が図れましたことに対し、重ねて厚くお礼申し上げます。

本年も間もなく半年が過ぎようとしておりますが、世界各地では大地震が発生しております。中国四川省の大地震やミャンマー洪水被害等多数の死傷者や甚大な被害が報告されております。日本におきましても、先般岩手・宮城内陸地震が発生し、震源地付近の被害ははかり知れません。被害を受けられた方々の健康の回復と早急な復旧を望むものであります。

また、地方分権、行財政改革等が進む中、近隣市町では合併問題がここに来てクローズアップされてきております。本議会におきましても、再度合併問題調査特別委員会を設置したところあります。今後も積極的な議会運営に努め、議会権能を十二分に発揮しながら町民の負託にこたえられるよう、一層ご尽力を賜りますことを切にお願い申し上げる次第であります。

終わりに臨み、今定例会の運営に議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただき、

町政の執行に十分反映されるようお願い申し上げますとともに、町執行部並びに議員各位の今後のご健勝をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。長い間、大変ご苦勞さまでした。

閉 会 （午前11時59分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成20年 月 日

千代田町議会議長 坂 本 金 光

①署名議員 福 田 正 司

②署名議員 小 林 正 明